

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	令和2年5月28日に公表したIFRS第16号「リース」について、早期適用が可能な時期はいつからか。	ご質問のIFRS第16号「リース」の修正については、本告示改正の公布以後に提出される連結財務諸表から早期適用が可能となります。
2	改正後の金融庁告示は、四半期連結決算日が公布日より前であっても、公布日以後に四半期報告書の提出日が到来する場合、改正後の指定国際会計基準を適用することが可能になると理解してよいか。	貴見のとおりです。
3	第2四半期以降からIFRS第16号の修正を適用する場合、四半期報告書を提出済みの四半期報告期間にIFRS第16号の修正を適用した計数は翌事業年度において比較情報として開示し、提出済みの四半期報告書の訂正報告及び独立監査人のレビュー報告書の再提出は要しないと理解してよいか。	第2四半期以降からIFRS第16号「リース」の修正を適用する場合には、IFRS第16号及びIAS第34号「期中財務報告」に従って処理することになりますが、提出済みの四半期報告書の訂正報告等を要するかどうかは金融商品取引法及び関係政府令に従って判断することになります。
4	本告示改正において、「国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする」とあるが、この「別表二」は変更されたのか。	「別表二」には、既にIFRS第16号「リース」が記載されているので、「別表二」は変更ございません。 なお、本告示改正では、令和2年5月31日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとしているため、令和2年5月28日に公表したIFRS第16号「リース」が指定国際基準として告示指定されたこととなります。